



学士課程教育の再構築に向けて

中教審報告の特色とポイント

鈴木敏之 文部科学省高等教育局企画官

1 はじめに

昨年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正され、大学に関する条文が新たに設けられたこと等を受け、その理念をいかに実現するかが重要な課題となっている。また、教育再生会議等の政府諸会議でも、大学改革の推進について活発に議論されている。

こうした中、中央教育審議会大学分科会 制度・教育部会の下に設置された「学士課程教育の在り方に関する小委員会」（主査：黒田壽二金沢工業大学学園長・総長）は、9月18日に開催された同部会において、『学士課程教育の再構築に向けて』と題する「審議経過報告」（以下「報告」という。）を行った。

本稿では、若干の私見を交えつつ、報告の特色やポイントを紹介したい。なお、報告の全文は、文部科学省のウェブサイト（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/index.htm）に掲載されており、適宜参照されたい。

2 報告の構成と特色

報告は、「はじめに ～今なぜ「学士課程教育」か～」、「第1章 経緯と現状に関する基本認識」、「第2章

改革の基本方向～競争と協同、多様性と標準性の調和を～」、「第3章 改革の具体的な方策」、「おわりに～改革の加速に向けた社会全体の支援を～」の各章等から成っている。全体を通じ、大学設置基準の大綱化（1991年度）以降の諸改革の点検・見直しを行うかたちともなっている。

具体策を記述する第3章は、「学位の授与、学修の評価」、「教育内容・方法等」、「高等学校との接続」、「教職員の職能開発」、「質保証システム」の5つの節から構成されている。つまり、大学の「出口」、「中身」、「入口」、そして教育の質を支える条件整備の在り方を総合的に取り上げることとなっている。

さらに各節では、現状・課題に関する認識を示した上で、「改革の方策」について、「大学の取組」、「国による支援・取組」を書き分けて記述している。また、「改革の方策」では、専門的・技術的な観点から、参考例や留意点などの具体的な記述が多く盛り込まれている。各大学にとっては、自校の改革の在り方を論議する上で、様々なヒントが得られるものと思われる。

このように具体的・網羅的な助言を大学に対して行う一方で、特定の取組を一律に押し付けることにならないよう、報告の文章は謙抑的な記述となっている。各大学の自主性・自律性とのバランスをいかに確保すべきかは、小委員会でも重要な論点となり、そうした

審議の結果が記述のあり様に反映している。

3 報告のポイント

(1) 「ユニバーサル段階」への評価

大学改革をめぐる論議は、政府内外で活発に行われているが、大学進学率あるいは大学の数を過剰とする見方も根強い。従来の中教審答申も、同世代の過半数が進学する「ユニバーサル段階」の到来を展望しつつも、それに関する価値判断は下していない。

今回の報告は、知識基盤社会の時代にあって、「ユニバーサル段階」の到来を積極的に受け止め、進学率過剰論を是とししない姿勢を明確に示した。そうした構えは、先進諸国の動向に照らしても妥当なものである。量的拡大は、教育の質の低下を生ずる危険をはらむ。けれども、「量か質か」といった二者択一の発想では、未曾有の人口減少社会である日本が持続的成長を遂げることは困難であろう。報告は、現状への危機意識を示しつつ、量と質の双方を両立させるという困難な課題を乗り越えるべく、各大学、国それぞれに対し、様々な改善策の実行を求めている。

なお、報道では、「過剰な大学 淘汰が先」、「供給過剰大学のゆがんだ学生募集の結果が50%の進学率だとすれば、それは虚構」といった主張も見られる^(注1)。ここで誤解のないよう、報告の記述を補足するならば、本報告は進学率を取り上げているのであって、更なる参入促進には慎重な姿勢を示すものの、大学数の望ましい在り方に言及してはいない（自由なサービス市場について、政府が供給主体の多寡を安易に論ずることは当を得ない）。また、「『ユニバーサル段階』の到来を積極的に受け止める」ということは、54%の大学・短大進学率の背後にある、基礎学力や学習意欲の欠けた学生のあり様をそのまま肯定するという意味では全く無い。報告は、「虚構」ではなく、内実を伴う50%の実現を志向していると言ってよい。

いずれにせよ、「ユニバーサル段階」への評価は、我が国の社会において未だにコンセンサスが確立して

いるとは言えない問題である。そして、今後の高等教育財政の在り方を議論する上で、曖昧なままにはできない問題でもある。

(2) 学位への着目、「学習成果」の強調

学位は、改めて言うまでもなく、自主的・自律的な組織である大学が授与する能力証明である。本報告は、表題の示すとおり、学位の一種である学士に着目し、提言を行っている。

各大学に対しては、教育の質の維持・向上を図る観点から、報告全体を通じ、学生が達成する「学習成果」を明確にすること（学位授与の方針の確立）、そして、その実現のために教育内容・方法、成績評価を改善していくことを強く求めている。特に、大学自らの主体的な取組を促すため、分野の別を超えた学士課程共通の「学習成果」として、新たに「学士力」という諸能力を提起した。これは、先進諸国の大学・政府における「学習成果（ラーニング・アウトカム）」重視の改革動向を踏まえたものであり、日本の学士号の国際通用性を確保する上で、重要な試みと言える。なお、「学士力」は、あくまで参考指針であって、個々の大学に強制する意図によるものではない。

大学の自主性・自律性を重んずる立場からすれば、参考指針であっても、国家行政組織の一つである審議会が「学士力」を示すことには異論が生じるかもしれない。しかし、「日本の学士が、いかなる能力を証明するものであるのか」という根本的な問いを放置して良いのか。小委員会は、そうした切実な問題意識に立って、論議に一石を投じている。

なお、経済産業省が近年提起している「社会人基礎力」等と「学士力」との相違は何か。両者は矛盾背反するものではなく、重なり合う面も少なくない。しかし、産業界の期待・要請する職業人の能力である前者に対し、「21世紀型市民」の能力である後者は、一層幅広く、奥行きのあるものと言える。例えば、「学士力」の内包する多文化・異文化等の知識理解は、知性ある市民として、多様で複雑な課題を抱える現代社会をよ

りよいものにしていく責任を果たしていくための礎となる。

(3) 幅広い学びの保証

報告は、あえて「教養」「教養教育」の語を原則的に用いずに提言を行っている。それは、これらの言葉の意味理解が極めて多様であり、えてして同床異夢の状態を招きやすいことも背景にある。「学士力」の内容を見ると、その多くは欧米で語られるスキルやコンピテンシーとも通する能力要素であり、古典的な「教養」とはイメージを異にする。

「学士力」は、学士課程の教育活動全体を通じ（「教養教育」等の特定の科目群に負うのでなく）、達成される「学習成果」として位置づけられている。報告は、特に教育課程の在り方を中心に、学生の幅広い学びを保証する観点から、意図的・組織的な取組を求めている。これは、ともすれば就職を意識する余り、資格取得に係る教育に偏り、専門学校等との差異が不明となるような一部の事態への問題提起でもある。大学の「多様化」は、「何でもあり」という状態を容認するものであってはならない。規制緩和の所産である株式会社立大学をめぐる問題事案は、重要な教訓である。

ところで、「学部教育」ではなく、「学士課程教育」と称する理由を問う声も聞かれる。その趣旨は、中教審答申「我が国の高等教育の将来像」（2005年）の考え方に拠っている。同答申は、「現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要がある」と指摘している。

大学分科会の委員の言を借りて、この点を更に敷衍するならば、次のようなこととなろう^(注2)。

「日本の大学の特質は、学士課程教育が『学部』教育として専門領域に分断され、領域によってはさらに学科などの下部組織に分化されている点であった。ガバナンスの構造のうえからも、カリキュラムの編成、

修了の認定なども基本的には学部の教授会に帰属している。大学設置基準の改正によって、教育の目的が明示化されること自体は必要だとしても、学部の枠がそのままであるなら、教育目的がより具体的に専門領域に限定されるという皮肉な結果を生じることになる。

しかし、現代社会の中での学士課程教育の役割は専門領域の知識獲得と同時に、広い意味での教養の獲得と基礎能力の育成にあると考えるのであれば、このガバナンスの形態には大きな欠陥があるといえよう。」

目下、各大学は改正大学設置基準の施行（2008年度から）に向け、学則改正等の準備を進めている。こうした識者の指摘に照らして見ても、今回の報告が、分野横断的な「学士力」を提起し、学部・学科等の「縦割りの壁を破る」必要性を訴えたことは時宜を得たものと言えよう。

(4) 「入難出易」からの転換

「学習成果」の達成に向け、厳格な成績評価や卒業認定を行う「出口管理」の強化を目指す一方、「入口」、すなわち入学者受入れの在り方にも目を向けている。「大学全入」時代を迎える中、報告は、従来の選抜方法の多様化の在り方を検証し、とりわけ、外形的・客観的基準を欠いた推薦入試・AO入試の広がり等に伴う「学力不問」状態への懸念を示している。

「改革の基本方向」の中で、報告は、『『高等学校から大学へ、大学から社会へ』と連なる階梯の設計』を国に対して求めている。かつては急勾配であった大学進学への「階梯」が、今日ではフラットになりつつある。入試による入口の質保証の機能が大きく低下するという状況は、新たな課題を生ずる。入学する大学生の学力等をめぐる問題のみならず、高校生の学習意欲への影響も語られるようになっている。

受験競争が過熱化した時代の「入難出易」が既に過去のものとなる中、報告は、高校・大学それぞれの「出口管理」強化を求めている。また、昨年表面化した、高等学校の必修科目の未履修問題は、選抜資料としての調査書の信頼性を大きく損なってしまった。報告



は、大学に対し、高等学校との接続をより密にする観点から、調査書の積極的な活用を促しつつ、一方では、高等学校に対し、調査書の信頼性や精度を高めるための取組を求めている。

さらに、国に対しては、「高等学校段階の基礎的な『学習成果』を評価し、客観性の高い選抜資料として広く活用する新たな仕組みの在り方について、高大接続の観点から検討を進める」ことを求めている。

これは、調査書を代替・補完するシステムの導入を示唆するものと言える。小委員会の中では、アメリカで普及するテスト（SAT等）の役割・機能に触れつつ、推薦・AO入試更には個別学力試験の見直しや、入学者受入れ方針の明確化（求める学力水準の提示など）を求める意見がある。こうした点を含め、本報告以降、大学入試の在り方は引き続き審議される予定である。

(5) 教職員の職能開発、「協同」の重視

本報告の特徴の一つは、教職員の職能開発に力点を置いていることである。2008年度からは、各大学に対し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施が義務化される。そのような中、報告は、従来のFDの在り方を検証し、その実質化に向けて、実施内容や方法の改善（例えば、一方向の講義に偏らず、双方向的なワークショップや相互の授業参観・評価を導入する等）、実施体制の強化、教員の教育業績評価の推進など総合的な改善策を提起している。教員と協働する専門性の高い職員の育成、スタッフ・ディベロップメント（SD）の推進も強調されている。

ただし、FD等の推進は、個々の大学による単独の努力だけでは限界がある。米英の例を見ても、大学協会などの様々な大学団体、大学間連携やネットワーク

の果たすべき役割・機能（大学教育の質向上のインフラ）が極めて重要となる。報告は、それらへの単なる期待に止まらず、国による積極的な支援を訴えている。FDの推進を含め、報告全体を通じて、大学間の「競争」と「協同」の調和が、各般の提言の基調をなしている。

4 今後の対応

本報告は、小委員会の意見を整理したものであり、中教審の最終的な答申とは異なる。今後、本報告に対する各方面からの意見を踏まえつつ、制度・教育部会や小委員会において引き続き審議を進め、本年度内のとりまとめを目指していくこととなる。

答申等の時期は先であるが、文部科学省では、本報告中の提言のうち、逐次実行できるものを実行していく方針である。当面は、2008年度概算要求の関連事業の実現（例えば、新たなGP事業や大学連携支援事業の創設、FD推進に向けた基盤的経費の増額など）を目指すこととなる。

各大学に対しても、改正大学設置基準への対応を含め、それぞれの改革の参考資料として本報告が活用されるよう、提言の趣旨の普及に努めていきたい。多岐にわたる提言は、あくまで改革のためのメニューである。自らの個性・特色に応じて、いかに取捨選択し、教育の質を向上させるPDCAのサイクルを構築するか、そこに各大学の見識、主体性が問われてくる。

改正教育基本法が示すとおり、大学教育を通じた「社会の発展への寄与」をめぐる、アカウントビリティ（説明責任）が一層強く求められる。大学として、それに応える努力を怠るならば、淘汰も迫られよう。

本報告は、今後の大学への財政支援の在り方を考える上でも示唆するところが大きいと受け止めている。

注1) 横山晋一郎, 2007, 「ニュースの理由」『日経経済新聞』9月19日(夕刊2面)

注2) 金子元久, 2007, 「大学の教育力」筑摩書房